

名古屋芸術大学研究倫理審査規程

(目的)

第1条 この規程は、名古屋芸術大学（以下「本学」という。）における研究の信頼性と公平性を確保し、研究の発展向上に資するため、研究倫理審査に必要な事項を定める。

(研究倫理審査の対象)

第2条 研究倫理審査の対象は、教員等が実施する研究、授業、講習等のうち大学の事業で、次のいずれかに該当する研究とする。なお、原則として、既に実施されている研究及び終了した研究は審査の対象とはしない。

- (1) 研究の対象となる個人又は家族（以下「研究協力者」という。）の身体的、心理的又は社会的影響を伴う研究
- (2) 公表される研究結果から対象者が特定できる研究
- (3) 本学の学部又は大学院の学生を対象とした研究

(研究倫理審査委員会の設置)

第3条 前条の研究を審査するため、名古屋芸術大学研究倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第4条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 研究に関わる計画等の審査に関する事
- (2) 研究における倫理のあり方に関する基本的事項に関する事
- (3) その他研究倫理に関する事

(委員会の構成)

第5条 委員会は、各学部から選任された教員各2名の委員をもって構成する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合は、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第7条 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選によって選任する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故ある時は、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(委員会の成立及び議決要件)

第8条 委員会は、委員の3分の2以上が出席することをもって成立し、出席委員の過半数の合意をもって決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 審査対象となる研究に関わる委員は、当該研究計画の審査及び議決に加わることはできない。

3 委員会の議事については、記録を作成し、保存するものとする。

4 委員会は原則として非公開とし、委員は職務上知り得た情報を正当な理由なく他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査の手続き等)

第9条 第2条に規定する研究を実施する研究者（以下「申請者」という。）は、所定の「研究倫理審査申請書（様式第1号）」を事前に学長に提出する。

2 学長は、申請書を受理したときは、委員会に審査を諮問する。ただし、第10条に定める場合においては、この限りではない。

3 委員会は、必要に応じて申請者又は第三者に出席を求め、申請内容等についての説明又は意見を聴取することができる。

4 委員会は、審査の結果について速やかに学長に報告する。

5 学長は、前項の報告を尊重し、審査結果を申請者に通知する。

（申請手続きの特例）

第10条 学長は、緊急に研究を実施する必要があると判断した場合には、委員会の意見を聴取する前に研究の開始を承認することができる。ただし、事後速やかに、委員会に審査を諮問し、その意見を尊重しなければならない。

（研究計画等の変更）

第11条 申請者は、承認された後に研究計画等を変更する場合は、改めて申請書を提出しなければならない。

（異議申し立て）

第12条 申請者は、審査結果に異議がある場合は、理由書を添えて再審査申請を行うことができる。

（研究の変更又は中止）

第13条 申請者は、研究協力者に危険又は不利益が生じた場合は、速やかに委員会に報告しなければならない。

2 委員会は、前項の報告に基づいて審議し、当該研究の変更、中止その他必要な事項について意見を述べることができる。

3 学長は、委員会の意見を尊重し、当該研究の変更、中止その他必要な事項を決定する。

（研究状況報告）

第14条 委員会は、申請者に研究の実施状況について報告を求めることができる。

2 申請者は、研究終了後、速やかに委員会に研究の終了を報告しなければならない。

（規程の改廃）

第15条 この規程の改廃は、委員会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。